

渋谷区条例第31号

渋谷区議会議員のハラスメントの防止等に関する条例を公布する。

令和7年6月18日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区議会議員のハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントが重大な人権侵害であることを踏まえ、渋谷区議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることにより、議員が、ハラスメントに対する意識を高め、個人の人格及び尊厳を尊重し合い、区民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職で、渋谷区に勤務する者をいう。
- (2) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場及び職場外における性的な言動をいう。

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなるようなものをいう。

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動によりその者の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、^{ひぼう}誹謗、中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であつて、個人の人格若しくは尊厳又は勤務環境を害するものをいう。

(議長の責務)

第3条 渋谷区議会議長（以下「議長」という。）は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの事案に対して誠実に対応しなければならない。

2 議長は、ハラスメントを受けた者の救済に努めるものとする。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

2 議員は、議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努め、議長に当該事態について報告しなければならない。

(調査及び研修等)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(申出)

第6条 議員からハラスメントを受け、又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員及び議員並びに業務委託その他の区との関係により事業等に従事する者等及び議会に関わる者は、第三者（ハラスメントに関して見識を有する者をいう。）に

よる外部の相談窓口（以下「外部相談窓口」という。）にハラスメントの相談及び申出（以下「苦情相談」という。）を行うことができる。

（外部相談窓口の設置）

第7条 苦情相談に対応するため、外部相談窓口を設置する。

2 外部相談窓口は、苦情相談に係る事実確認等の調査（以下「事実確認調査」という。）を行い、事案の当事者及び関係者に対し適切な指導及び助言を行うものとする。

3 外部相談窓口は、事実確認調査に当たり、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を事案の当事者及び関係者に対して求めることができる。

4 外部相談窓口は、苦情相談について、事案の当事者及び関係者に対し専門的見地から適切な助言を行うとともに、議長に報告するものとする。

（渋谷区議会ハラスメント対策委員会の設置）

第8条 議長は、議員に係る苦情相談の適切な処理及び解決について調査審議するため、渋谷区議会ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置することができる。

2 対策委員会は、議長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を答申するものとする。

（1）事実確認調査に関すること。

（2）ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置に関すること。

3 対策委員会は、委員3人以内をもって組織する。

4 対策委員会の委員は、ハラスメントに関し識見を有する者のうちから、議長が委任する。

5 対策委員会は、事実確認調査に当たり、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を事案の当事者及び関係者に対して求めることができる。

（プライバシーの保護及び秘密の保持）

第9条 対策委員会の委員、議員、その他事案に関する業務等に携わる職員は、事案の当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（対応措置）

第10条 議長は、第8条第2項第2号の規定により、対策委員会からハラスメント

の事実を認定した旨の答申を受けたときは、幹事長会に諮り、当該ハラスメントを行った者の氏名及び事実の公表その他問題解決のための必要な措置を適切に講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 議員は、苦情相談を申し出たこと等を理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(職務の代理)

第12条 議長に係る苦情相談において、この条例の規定による権限の行使は、副議長がその職務を代理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。